

航空法

I. 案内情報

- ① 手続名：外国人国際航空運送事業の許可
- ② 手続根拠：航空法第129条第1項
航空法施行規則第232条
- ③ 手続対象者：外国人国際航空運送事業を営もうとする者
- ④ 提出時期：運航開始予定期日の3月前までに提出
- ⑤ 提出方法：航空法施行規則第232条の2各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課へ提出してください。
- ⑥ 手数料：1件につき15万円（登録免許税）
- ⑦ 添付書類・部数：申請書記載例をご確認ください。
- ⑧ 申請書様式：申請書記載例をご確認ください。
- ⑨ 記載要領・記載例：申請書記載例をご確認ください。

II. 窓口情報

- ①提出先：国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課 03-5253-8111(内線 48535、48536)
- ②受付時間：原則 9:30～12:00, 13:00～17:00
- ③相談窓口：国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課

III. 手続情報

- ①審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成6年空総第177号）
- ②不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）

申請番号 AAA-1234

申請日 20YY/MM/DD

国土交通大臣 殿

申請者
氏名 あいうえお航空 (AIUEO AIR)

住所 XX国XX YY 56-789

申請代行者 あいうえお(株)
代表取締役社長 かき くけこ

東京都千代田区XXXX X-X-X

外国人国際航空運送事業の経営許可申請書

標記について、航空法第129条第1項並びに同法施行規則第232条の規定に基づき、別紙のとおり申請致します。

1. 氏名及び住所並びに国籍

あいうえお航空 (AIUEO AIR)

XX国XX YY 56-789

2. 代表者及び役員の氏名及び国籍

役職	氏名	国籍
OWNER	XXX YYY	XX国
CEO	YYY ZZZ	XX国
COO	ZZZ AAA	XX国

3. 国内における主たる事務所及びその他の事業所の名称及び所在地

あいうえを航空 日本事務所 (東京都XX区XX 1-1-1)

4. 資本金並びに出資者の国籍別及び国、公共団体又は私人の別による出資額の比率

1) 資本金 : YYY,YYY,YYY,YYY.-

2) 出資者名、国籍、出資額の比率

XXX investment ltd,	XX国,	50%
BBB Bank	XX国,	30%
CCC co., ltd.	XX国	10%
XXX YYY (個人)	XX国	10%

5. 当該国際航空運送事業を經營しようとする趣旨及び運航開始予定期日

趣旨 : XXXXXXXXXXXX

運航開始予定期日 : 平成YY年MM年DD日

6. 申請者が現に經營している航空運送事業の概要

1) 設立時期

YYYY/MM/DD

2) 従業員総数

AAA,AAA名 (YYYY/MM現在)

3) 保有航空機

B788 (20機) , B773 (40機) , B738 (15機) , B744F (5機)

4) その他の運航区間 (週間便数)

国際路線 ○路線 ○○便

XXX-YYY 21

XXX-ZZZ 14

XXX-AAA 21

国内路線 ○路線 ○○便

XXX-XXA 21

XXX-XXB 21

XXX-XXC 21

7. 事業計画

- 1) 路線の起点、寄港地、及び終点並びに当該路線の使用飛行場及びそれら相互間の距離

往路：起 点：XXX国際空港 (空港コード：XXXX/XXX)
寄港地：YYY国際空港 (空港コード：YYYY/YYY)
終 点：成田 国際空港 (空港コード：RJAA/NRT)
復路：起 点：成田 国際空港 (空港コード：RJAA/NRT)
終 点：XXX国際空港 (空港コード：XXXX/XXX)

距離・航空略図：別添路線図参照

- 2) 使用航空機の総数並びに各航空機の国籍、型式、貨客別積載能力、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号

総 数：20 (日本路線運航機材)
国 籍：XX国
型 式：A333
呼出符号：XXX
登録記号：XX-123, XX-234, XX-345, ...
座 席 数 及 び 貨 物 積 載 重 量：○○○席, ○○t

- 3) 運航回数及び発着日時

運航回数：XXX空港－成田空港－XXX空港 (週7便)
発着日時：(時刻は全て現地時刻)
XX1234 XXX (14:50)－成田 (18:00)
XX1235 成田 (19:00)－XXX (20:00)
(別添ダイアグラム参照)

- 4) 整備施設及び運航管理の施設の概要

別添安全関係様式1参照

- 5) 航空機強取等防止措置の内容

別添航空運送事業者保安計画参照

6) 移動支援措置の内容

別添「移動支援措置計画」等参照

7) 部品等脱落防止措置の内容

別添宣誓書参照

8) 部品等脱落により生じた損害の被害者の保護を図るため国土交通大臣が必要と認める事項

別添「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについての同意確認書参照

8. 添付書類

- 1) 申請者が国籍を有する外国から当該路線に係る航空運送事業の許可を受けている旨を証する書面
- 2) 定款
- 3) 最近（過去3年間）の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書
- 4) 運送約款（原文及び和訳）

【安全関係】

「外国人国際航空運送事業等の審査要領細則（安全関係）」に規定される各書類

【その他】

- 1) 航空機の保険証明書の写し（航空事故により支払うべき損害賠償のため及び第三者損害賠償のため保険契約を締結していることを証明する書類）
- 2) 申請委任状（必要に応じて）
- 3) 「航空運送事業及び外国人国際航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（バリアフリー関係）」に規定される各書類
- 4) 「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについての同意確認書
- 5) その他（必要に応じて）

※ 【安全関係】書類の詳細はこちらをご確認ください。
(http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000026.html#anchor06)

※ 【その他】3)及び4)についての詳細は、次ページ以降をご確認ください。

※ 申請書記載事項は必要に応じ別添として構いませんが、その場合は「別添〇〇のとおり」など、そのことが分かるように記載してください。

【その他】3) 関係

航空運送事業及び外国人国際航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領
(バリアフリー関係) (抜粋)

II. 航空運送事業又は外国人国際航空運送事業の許可を受けようとする場合に、移動支援措置の内容として記載されていなければならない事項

1. 事業の許可を受けようとする者は、移動支援措置の内容として、空港ごとに次の①及び②に掲げる事項を記載した移動支援措置計画（以下「計画」という。）を提出しなければならない。
 - ① 旅客搭乗橋、パッセンジャー・ボーディング・リフト車、ランプカーその他の高齢者、障害者等が航空旅客ターミナル施設と駐機場との間を円滑に移動するために必要となる設備、器具又は車両（以下「設備等」という。）の種類及びその所有者名（使用航空機の型式ごとに記載すること。）
 - ② 旅客搭乗橋、パッセンジャー・ボーディング・リフト車、パッセンジャー・ボーディング・リフト、リフト付きタラップ、スロープ式タラップ、階段昇降機、アシストストレッチャーその他の高齢者、障害者等が航空機に円滑に乗降するために必要となる設備等の種類及びその所有者名（使用航空機の型式ごとに記載すること。）
2. 計画の様式は、原則として別紙様式のとおりとする。
3. 計画に記載された設備等の所有者が事業の許可を受けようとする者と異なる場合には、当該設備等を使用できることを証する書面を計画に添付しなければならない。

様式及び記載例

移動支援措置計画			
空港名	使用航空機の型式	航空旅客ターミナル施設と駐機場との間の移動	航空機への乗降
(例) 新千歳空港	B787-8	旅客搭乗橋 (所有者:)	旅客搭乗橋 (所有者:)
	B777-200 B767-300	パッセンジャー・ボーディング・リフト車 (所有者:)	パッセンジャー・ボーディング・リフト車 (所有者:)
	B737-800	旅客搭乗橋 (所有者:) ランプカー (所有者:)	旅客搭乗橋 (所有者:) 階段昇降機 (所有者:)

【その他】4) 関係

航空機落下物による被害の救済に関する協定書（抜粋）

この協定書に署名する者は、平成31年3月30日以降において日本国内に存する空港における離着陸に伴い、航空機部品の脱落、氷塊の落下その他の航行中の航空機から物体の落下が発生した場合において、人の生命若しくは身体又は財産に損害（以下「航空機落下物損害」という。）が生じた際に、その損害の補償に要する費用の負担に関し、下記取決めについて同意することを確認する。

1. 航空機落下物損害を生じさせた航空機（以下「原因航空機」という。）を一に特定できず、当該損害に対する補償の責任を有すべき者を特定できない場合において、国土交通省地方航空局に設置される航空機落下物確認委員会が、原因航空機として推定可能な航空機（以下「認定航空機」という。）を決定したときは、認定航空機の利用者は、当該損害の補償に要する費用のうち、認定航空機の数に応じて按分して得た額を負担するものとする。

2. 航空機落下物確認委員会による認定航空機の決定は、1.に記載する負担に関し、強制力を有する。

この協定書への署名等は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。

また、この協定書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

同意確認書（様式）

「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについて同意することを確認する。

この確認書への署名は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。

また、この確認書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

年 月 日

(署名) / (法人名) / (職名)